

カントの理性の統制的使用について ——体系的統一の哲学的基礎——

細 谷 章 夫

一

この小論は、カントの純粹理性批判のうちの「超越論的弁証論のための付録」(S.670)（以下簡単に「付録」と云うことにする。またページ数は第二版による表示）を中心に、理性による統制的使用とは何であるのかを、カントの主張に従って論究しようとするものである。この付録は「純粹理性による諸理念の統制的使用について」という副題が示すとおり、アンチノミーにおいてすでに述べられた統制的原理を、その権利にまでさかのぼって言及している点において、重要な意味をもっているように思われる。従ってこの論文における問題は、次のような問題に帰着する。諸理念の統制的使用とは、どのような使用なのかその本質を追求することであり、その使用の具体例としてカントはどのような統制的原理を考えたかを示すことがある。そしてさらに、諸理念の統制的使用が「体系的統一」にあるとするならば、それはどのような権利のもとに主張されているのかを見極めることである。カントはこの統一を、客觀それ自体の性質から与えられたものではなく、問題とみなされなければならぬとする意味において、「意図された統一」projektierte Einheit (S.675) と云っているが、それではその意図された統一とは何か。そしてまた、この意図された統一の主觀性ばかりでなく、「悟性の超越論的使用」ということによって、ある種の客觀性を主張しようとしている。それではそこで主張されている客觀性とは、どのようなものなのであろうか。このような観点から、この付録に述べられているカントの主張を整理し、より明確にしようと思う。

二

「意図された統一」は、二つの面から特色づけられている。もともとこの「意図された統一」は理性の働きによるものであるが、一つは悟性との関連において、も一つは同じ理性の働きでも、それは理性の仮定的な使用であるということによって特色づけられている。まず私たちは理性の働きによるこの意図された統一を、悟性の働きとの関連において見てみよう。

カントによると、理性はある対象にただちに関連するのではなく、悟性に固有な経験的使用に関連すること、従って客觀対象に関する諸概念との関係について云えば、理性は客觀に關していくなる概念も提供しないのである。それだから、対象における多様なものを諸概念によってまとめあげることによって、客觀対象そのものの概念をつくりあげる悟性

から区別されて、その理性は客觀に関する諸概念を秩序づける *ordnen* 働きをするという (S.671)。この悟性の働きであるカテゴリーによる統一を、カントは個別的統一 die distributive Einheit と名づける。それに対して理性による統一は、「ある一種の包括的な統一」 eine gewisse kollektive Einheit としている (S.672)。「包括的」とはカテゴリーによって成立する悟性的諸認識をいわば素材に、それらすべての経験的諸認識に（可能的な経験的認識を含めて）統一を与えるようなものだからである。そしてすべての経験的諸認識に統一を与えるとは、それら諸認識を処理して認識を体系づけること das Systematische der Erkenntnis (S.673) なのである。そして認識を体系づけるとは認識を一つの原理で関連づけることなのであり、このときカントに云わせると理性が統一へと機能する。これを理性統一 Vernunftseinheit というが、その際にある一つの理念——認識の全体の形式に関する理念が前提されるとする。そしてこの理念はいわば二つの働きをもつ。一つは諸部分である特定の認識に、この理念は先行すること vorhergehen、第二には、それぞれの部分に、それぞれの部分の位置と他の部分に対する関連をア・プリオリに決定するような条件を含んでいることである。このことによって、カントが何を考えていたのかは明らかである。ひきつづいて純粹な土、純粹な水、純粹な空気などに言及しているからである。すなわち「純粹なるもの」の理念を設定することにより、不純なるものをこの場合その純粹なるものとの度合によりそれぞれ統一的に関連づけることなのである。そのとき全く「純粹なるもの」の理念は、現実には見い出されないが、現実に存在する不純なるものに先行することにより、そしてまた、それとの比較において現実に存在するもののそれぞれの位置と、他のものとの関連がア・プリオリに与えられるというわけである。すなわちこのとき理念は、あらゆる悟性概念が、あたかもそこから出て来るところの一点であるかのように、いわば虚焦点 focus imaginarius (S.672) として存在するのである。この虚焦点としての理念は、カントにとって全く可能的経験の外に横たわるものではあるが、しかしながらそれにも拘ず、悟性認識に最大の拡張と最大の統一とを与えるのに役立つという機能をもつ (S.672) ものなのである。カントが理性の働きである意図された統一に大きな意味を認めたのは、このような虚焦点としての理念の設定によって、体系的統一の原理がえられるのではないかとの期待にあったと云うことが出来ようか。しかしながらこのような理念は虚焦点である限り、決して現実に存在するものではない。とすると、一方で虚焦点としての理念の設定に十分の意義を認めながら、他方でそれが決して現実に存在するものではないとすると、そのような理性の働きにどのような権利を私たちは認めるべきであろうか。

カントは理性に二つの働きを認める。一般に理性が特殊なものを導き出す能力であるとするならば、二つの仕方で理性の働きが考えられるのだと云う。すなわち一般的なもの das Allgemeine が、それ自身確実なものとして与えられている場合と、特殊なもの das Besondere だけが与えられていて、一般的なもとはその特殊なものからの推理の結果として蓋然

的にproblematisch しか与えられていない場合とである。前者を理性の必然的な使用 der apodiktische Gebrauch der Vernunft と名づけ、その一般的なものから特殊なものが必然的に導き出されるわけであるが、おそらく公理や原理がいわば真なるものと前提されている限りでの数学やニュートン力学あるいは論理学が考えられていたのであろう。それに対して後者は、どんなに多くの特殊なものがその一般的なものから出てこようとも、すべての特殊なものがその一般的なものから出てくるかどうかは、いつまでも問題として残るものなのである。これを理性の仮定的使用 der hypothetische Gebrauch der Vernunft と名づける (S.675)。この場合特殊なものから一般的なものを導き出し、それを設定することはもちろん重要であるが、カントはも一つ、その特殊なものから一般的なものをひき出す規則そのものに注目する。何故ならそこになんらかの一般的規則を見い出すことが出来たなら、それは意図された統一にとって体系的統一のための一般的規則が与えられることになるかもしれないからである。「それだから仮定的な理性使用は悟性認識の体系的統一へと向うが、しかしながらこの統一は諸規則の真理の試金石である」 (S.675)。すなわちそれら悟性認識をふまえての統一の実現は、同時にその統一を導き出すための規則そのものの真理性を示すことにもなるのである。ひきつづいて述べているように、「この意図された統一」は決してそれ自体真なるものとして与えられたものではなく。常にその統一は問題とみなされなければならないのであり、ここに仮定的理性使用の「仮定的」であることの理由がある。

ところでこの体系的統一は具体的にどのようなものなのであろうか。それに対してカントは答えていない。おそらくそれは諸科学がそれぞれに追求すべきことがらであって、哲学の問うところではないからであろう。しかしその体系的統一のための規則は、もしのような規則が存在するとしたならば、どのような性格をもつ規則であるのかは明らかに哲学の一つの問題であろう。しかしながらもっと重要な問題は次の点にあるはずである。一体どうしてこのような体系的統一が行われるかという根拠に関してである。事実カントもその統一をひきおこす要因のあらゆる場合を考慮する。それを整理するならば四つの問題に帰着させることが出来るだろう (S.676)。

- (1) 諸対象の性質がそれ自体体系的統一へと規定されているのか、どうか。
- (2) あるいは、諸対象をこのようなものとして認識する悟性の本性が、それ自体体系的統一へと規定されているか、どうか。

この二つの問題が基本ではあるが、さらにカントは自分の解答をある程度予想して次のような問題を提示する。

- (3) 理性のこのような体系的統一についての関心を考慮しないでも、この体系的統一をア・プリオリに要請することが出来るかどうか。
- (4) すべての可能的な悟性認識は、理性統一 もつものかどうか、云い換えれば悟性の諸認識はその差異にもかかわらず、そこから導き出されるような共通の諸原理のもと

に成り立っていると云えるかどうかである。(1)はもちろん認識の体系的統一が、諸対象の性質に由来するかどうか、すなわち客觀(存在)が体系的統一の根拠かどうかということであり、(2)は逆に、諸対象をいわば整理する認識主觀のうちに、その本性として体系的統一の根拠があるとする考え方である。(3)は体系的統一のためには、理性の関心といったものを考慮せずには考えられないのではないかとの観点から、(2)のある一面を詳しく述べたものと云うことが出来ようし、(4)は(3)の問題が提出される以前に、別の面から当然考えらるる問題ということができよう。カントの解答はどうか。カントは付録の全体の叙述のうちに、それらの間にそれとなく答えていているのであるが、私の解釈では(1)には反対し、部分的に(2)、(4)を含む(3)がカントの解答であると云えると思う。それではそれはどのような解答であろうか。

問題を単純化して云えば、自然の仕組み die Natureinrichtung と体系的統一の要求をもつ理性との関係である。この自然の仕組みは悟性的諸認識によって表現されうるかぎり、悟性的諸認識と理性の関係でもある。しかしこの自然の仕組みが体系的統一をもつということは何を根拠に主張されうることであろうか。それは全く吟味を要しない主張であろうか。自然の仕組みそれ自体が体系的統一をもつとするこの主張は、自然それ自体が調和ある統一体であること、全体として統一ある自然であることと同じことを意味する。しかしこのことが確証されるためには少くとも私たちが一つの機械を見るように、その機械全体の内部をことごとく知りつくし、そののちにはじめて主張されうることではあるまいか。とするならば自然全体をそのようにあらゆる仕組みを熟知したものとしてとり扱うことが、果して私たちに許されるであろうか。カントが(1)に反対するのはまさにこの点にあったと解せられる。反対するというより、「全体として統一ある自然」はカントにとって主張しうることが出来ない問題であり、常に究極的な問題として、いつまでも残るたぐいの問題なのである。従って私たちは自然それ自体を全体として統一あるものとみなすことも、そうでないとすることも許されないのである。

(1)が答えることの出来ない問題であるとするならば、当然考えられるのは(2)の問題である。すなわち認識する悟性の本性が、それ自身体系的統一へと規定されているかどうかということになる。この問題は(1)の問題が不間に付されるべきものである以上、次の問題と同じことを意味する。理性統一が悟性的諸認識をいわば素材として統一の原理を求めるとき、常にそのような統一の原理が存在するかどうかという問題である。悟性的諸認識にみられる、カテゴリーによる統一である個別的統一は、カテゴリーなしには悟性的諸認識は成立しないのであるから、悟性的認識が成り立つこと自体カテゴリー的統一としての個別的統一の存在を意味することになる。それに対して理性による統一は、素材としての悟性的諸認識が与えられていても、常にその統一の原理があるかどうかはわからないのである。ところがここにカントは一つのア・プリオリな原理が働いているとする。カントはそれを理性のある超越論的原則 ein transzendentaler Grundsatz der Vernunft (S.676) と

いい，あるところでは悟性による超越論的使用 der transzendentale Gebrauch des Verstandes (S.678) とも云う。そしてまたこのような原則を前提することを，超越論的前提出 die transzendentale Voraussetzung (S.679) という云い方をしている。それではこの理性の超越論的原則とは何か。

カントはこれを説明するために一つの例をあげている。あまりうまい例とは思わないが，のちに続くより重要な説明と関連するので，すこし詳しく，やや整理して述べてみよう。悟性の概念に従った種々の統一のうちに「力」と呼ばれるある実体の原因をあらわす統一的な概念がある。ところでその実体の現象は一見したところ非常に種々の現われかたをするので，一つの実体から出たものとはみえず，従って種々の現われかたをしただけの数だけ諸力を想定したくなる。それは丁度人間の心が，感覚，意識，想像，記憶，機知，判別力 Untenscheidungskraft，快，欲望などのように種々のあらわれ方をするのと同じである。ところが想像が意識と結びつけられ，さらに記憶，機知へと結びつけられて，人間の心に統一されていくように，種々の諸力を比較して，かくされた同一性を見い出していくことによって，その諸力の数が減らされてゆく。そのとき「根本力」という理念 die Idee einer *Grundkraft* が機能する。もちろんこのような理念があるかどうかは問題としても，この理念は種々雑多な諸力に関して体系的な統一を思うかべるときには少くとも一つの課題にはなるという。というのはこの理念はある力の現象と他の力の現象が同一なものとして発見されればされるほど，ある同一な力の種々のあらわれにすぎないものとすることが，ますます確からしくなってくるからである。そしてこのときこの力は比較的な根本力であり，諸力はさらに比較され……そして次第に唯一の根本的で絶対的な根本力に近づいてゆくのだという。この根本力は一つの理性統一から由来するもので，本質的には仮定的なものなのであるが，ただこの理念が設定されることによって体系的統一が求められ，すでに述べたように比較され，同一性が見い出されるという仕方で，認識が体系的統一へともたらされるに違いないと云うことが主張されているだけであるという。つまりこの際の理念の設定が体系的統一のための重要な要因になっていることにカントは目をつけたわけである。そしてカントは「しかし明らかなことは，もし悟性による超越論的使用^①ということに目をつけるならば，ある根本力一般という理念は仮定的使用のために単に問題として定められているばかりではなく，客観的実在性を云いたて，そのことによって，ある実体の雑多な諸力の体系的統一が要請され，そして必然的な理性原理が達せられるということである。というのは私たちが一度も雑多な諸力の一致を求めたことがなくっても，さらにあらゆる試みをしたあとで，私たちがこの一致を発見することに失敗したときでさえ，私たちにはそれにも拘らず，このような一致が見い出されるであろうということを前提する……」(S.678) と云う。要点をいうならば，根本力という理念の設定そのものがすでに体系的統一を要請しているということであり，そのことによってまた理念は客観的実在性をいい立てることが出来ることであり，いまだ一度も雑多な諸力の一致を求めたことがなくても，

実際にのうちにその試みが失敗したとしても、あたかも客観対象が体系的統一をもっているかのように取り扱うことが可能になるということである。さらに一般的に云えば、理念の設定は客観対象それ自体が体系的統一をもつかもたないかに拘ず、それを要請するア・プリオリな条件であって、その条件を基礎に私たちは体系的統一をおしそすめすることが出来るというわけである。理性の超越論的原則とはそれ自体は本性的に仮説的なものではあるのだが、その機能面から云えば、一つのア・プリオリな条件として悟性的諸認識を整理、統合していく際に、一つの指導原理として働くものなのだとということであり、カントの主張の意図もこのような理念の働きになんらかの意義を認めていこうということにあると思われる。しかしそれは悟性的諸認識におけるカテゴリーのア・プリオリな使用とはやや異なる使用ではあるのだけれども。

今や私たちは(3)の問題に対して次のように答えることが出来る。理性による体系的統一への関心が理性の超越論的原則となって、体系的統一をはじめてア・プリオリに要請することが出来るのであると。そして(4)の問題に関しても、すべての可能的な悟性的諸認識が常に理性統一をもつかどうかは全く不明ではあるが、理性の超越論的原則によって、ともかくも悟性的諸認識のそれぞれの差異にも拘ず、共通の諸原理が追求されるのであると答えることが出来よう。しかし本来仮定的なものであるはずの理性の超越論的原則が、上記の引用で客観的実在性を云いたてるVorgeben といい、別の箇所で理性の超越論的原則はこの体系的統一を単に方法として主觀的で論理的とするばかりでなく、客観的に必然的なものとするだろう (S.676) というとき、この原理になんらかの客観性を認めていると云わないわけにいかなくなる。むろんそれは悟性的諸認識にみられるような客観性ではない。というのはそれは構成的原理に基づくものではないからである。とすると理性の超越論的原則がもつなんらかの客観性とはどのようなものであり、それはどのような権利をもつものなのであろうか。それに答える前に私たちは、超越論的原則として具体的にどのようなものを考えていたかを見る必要があるよう思う。カントは種々の超越論的原理を科学者も哲学者も十分に意識しているかいないかは別として前提していることを指摘 (S.680／1) しており、これを一つの事実として承認することにより、この原則の有効であることを主張する理由になっていると解せられるからである。そしてまた、それがそれで全く十分なものかどうかは別として、体系的統一のための諸規則——それは理性の統制的使用的具体例でもあるのだが——として三つの統制的原理を示しているので、それをここで述べておきたいと思う。

三

哲学者たちが暗黙のうちに前提している超越論的原則の一つとして「諸始源die Anfänge (諸原理die Prinzipien) は必要なくふやしてはならない」 (諸存在者を必要なくふやしてはならないentia praeter necessitatem non esse multiplicanda) (S.680) をまず

あげる。この規則は内容的に次のことを意味していると云う。物事それ自身の本性は理性統一のために素材を提供していることであり、外見的に無限にみえる差異はその背後にある根本的な諸性質による統一を推定することを決して妨げるものではないことである。逆に、この根本的な諸性質から多様さが導かれ、そしてその多様さは種々の規則によって導き出されるのである。このような規則がまた化学者のうちに入り込んでいることも同時に指摘している。例えば化学者がそもそも塩を酸とアルカリの二つに還元させたこと、そしてさらに、この酸とアルカリを基本的な物質の一つの変様、あるいは異った現われ方とみなそうとしていることがその実例である。

この規則に対して、同様な超越論的原則の一つとして、「諸存在者の多様性を理由なく減らしてはならない」 *entitum varietates non temere esse minduendas* (S.684) が考えられる。これは類から種、さらに下位の種へと分割していくことをおしすすめることを妨げない。むろんこのことは諸物に関して現実にどこまでも無限に差異があらわれることを意味するものではないが、諸現象の認識は悟性の概念に関して不斷に続行するところの種別化 *Spezifikation* を要求する (S.684) という。カントはこれら二つの原則を理性の二つの関心であることを示し、前者を「諸類に関する外延（一般性）の関心」 *das Interesse des Umfanges (der Allgemeinheit) in Ansehung der Gattungen* と呼び、後者を「諸種の多様性に関する内包（規定性）の関心」 *das Interesse des Inhalts (der Bestimmtheit) in Absicht auf die Mannigfaltigkeit der Arten* と呼んでいる (S.682)。しかしカントはこれらに加えてさらにも一つ「諸形式の間には空虚はない」 *non datur vacuum formarum* を付け加える。これは「諸類に関する外延の関心」が種から類、類から属へとなんらかの共通性を手掛りに統一の方向へ進み、そして「諸種の多様性に関する内包の関心」が逆に属から類、類から種、種からさらに下位の種というように、物事になんらかの差異を見い出しつつ下降する方向に進むのに対して、あらゆる可能的な諸概念の全領域のうちになんら空虚なものは存在しないこと、且つこの領域の外にはなにも見い出されないことを意味している。いわばこの二つの「外延の関心」と「内包の関心」の視点のうちに連続的な結びつきがあることを表明しているのである。従ってこの原則から直接に「形式間には連続がある」 *datur continuum formarum* が導き出される (S.687) という。

以上三つの学問の規則 *Schulregel* (S.680) の基礎にあるものとして三つの体系的統一の諸原理を導き出し、そしてそれにはそれぞれの理念が横たわっているとする。「もし私たちが今述べた諸原理を、それらの諸原理を経験的使用に相応して並べるためにその順序に従って置き換えるならば、体系的統一の諸原理にとってほぼ、**多様性** *Mannigfaltigkeit*, **親近性** *Verwandschaft* と**統一性** *Einheit* が成立するであろうが、しかしこれらの各々はその完全さに関して最高度の理念とみなされるだろう。理性は悟性的諸認識を前提し、それはまず第一に経験に適用される、そして理性はその悟性的諸認識の統一を諸理念に従つ

て求め、その諸理念は経験が到達しうる以上に遠く進むのである」(S.690)。多様性、親近性及び統一性の理念は、それぞれ「形式に関して」の、特殊化の原理das Prinzip der Spezifikation、同一性の原理das Prinzip der Homogenität そして連続性の原理das Prinzip der Kontinuität が対応する。(S.686) のである。特殊化の原理は諸物に差異を見い出し区別することであり、同質性の原理はそれぞれの差異ある諸物になんらかの共通性を見い出しまとめあげていき、連続性の原理は、特殊化の原理と同質性の原理でえられた諸物に、全体として欠如がないように連続的に統一していくものである。そしてこれら諸原理はまず悟性的諸認識に向けられ、体系的統一へともたらされる。そしてそれが経験が達しうるよりも遠くに進むとき、これらの原理は発見的原理として機能するのである。これら諸原理は体系的統一のために、あるいは新しい事実発見のために実際に使われる順序であるとするが、さらにこれら三つの原理は事物ばかりでなく、事物の諸性質や諸力にも関わりがあること (S.690) をも指摘する。

カントは事物の諸性質や諸力に関して、これら三つの原理が使われる一つの具体例として「慧星の軌道」をあげている (S.690／1)。要約するとこうである。カントは諸遊星の軌道に関して、とりわけ慧星の軌道が、どのようにしてこれらの諸原理を適用して導き出されるかを示そうとするのである。それによると第一に諸遊星を粗雑な経験によって円形としてとらえようとする。諸遊星の軌道に差異が見い出され、円形に近似した諸遊星の運動、すなわち橢円に到達する。ところがさらに慧星がその軌道において大きな差異〔以上差異を見い出すこの操作は特殊化の原理の適用によるものと解せられる〕を示すのをみる。慧星の軌道は円形をなしてもとへ戻らないからである。そこで私たちはその軌道をある一つの放物線軌道と判断する。この放物線軌道は橢円に近似していて、橢円の長軸が非常に広く拡げられていたなら、私たちの観測では橢円と区別されない。そこで私たちは諸原理の手引きによって軌道の形に関して諸軌道の類による統一に到達する〔類による統一である限り、同一性の原理の適用と解せられる〕。諸軌道を類によって統一するために、軌道運動のあらゆる法則の原因として引力を考え、それによって軌道を統一的に考えようとする〔ここであらゆる軌道運動の原因（ここでは引力）を考える限り、全体としての統一原理である連続性の原理が働いていると解せられる〕。すなわち種々の軌道運動はみかけ上の差異であって、軌道運動が引力を原因とする限り、それはある規則の変様とみなすべきものとしてとらえられるという。カントはここにおいてかって経験が保証することが出来ないことを付け加えているとし、原理による超越論的原則の使われたことを暗に示す。そして結論は種々の軌道運動を親近関係（同一性の原理）によって考え方とし、その同一性の原理それ自身の規則に従って慧星の軌道を双曲線によって考え方とすることが導き出されるというのである。

上記の例のように、この三つの原理の適用が非常に有効であるかどうかは問題があるかもしれない。もちろんこれらの諸原理はすでに述べているように形式に関しての諸原理で

あって、かなり一般的で無味乾燥にみられる可能性を含む。しかし哲学の課題として与えられているのは諸科学のそれぞれの分野における具体的な解決ではなく、一般にどの分野にも適用されうる原則を求めようとする限り、個々の分野のもつ特殊な内容は捨象され、その形式だけが論ぜられるのは仕方のないことであろう。ともかく種と類の関係、特殊と一般の関係（特殊法則と一般法則の関係でもよい）を基礎とした統一ある全体を目指すところの体系的統一は、形式的には以上の三つの原理によって可能とカントは考えたのである。その形式的な状態をカントは次のような形而上学的な表現で述べている。やや長くなるが引用しよう。「この三つの論理的諸原理の下に次のような仕方で体系的統一が具体化される。あらゆる概念はある一点とみなされることが出来、その一点はある観察者の立脚点として、その地平をもつ。すなわちそこから表象され、そしていわば見渡されることの出来る事物の集合をもつ。この地平の内部には諸点の集合が無限にあげられることが出来、その諸点の各々はまた再び、より狭い視界をもっている。すなわちあらゆる種は特殊化の原理に従って下位の諸種を含み、そして論理的な地平はただより小さな地平（下位の種）から成り立っているのであって、なんら広がりをもたない諸点（諸個体）から成り立っているのではない。しかし種々の諸地平に対して、すなわちまさに同じ数の諸概念から規定されているところの諸類に対して、そこからそれらがことごとく中心点から見渡されるところの、ある共通の地平が取り出されるものと考えられる。この共通の地平はより高次の類であり、最後にもっとも高次の類は一般的で且つ真なる地平であり、その地平はもっとも高次の概念の立脚点から規定されていて、そしてあらゆる多様なるものを諸類として、諸種そして下位の諸種として自己のうちに含んでいるのである」(S.686／7)。

四

今や私たちは上述の三つの統制的原理を含め、超越論的原理がある種の客觀性をもつということの意味を追求するときが来たように思う。本来仮定的な超越論的原理がどうしてなんらかの客觀性を主張することができるのであろうか。カテゴリー的統一である個別的統一のもつような構成的原則としての客觀性ではないにしてもである。カントは次のように問う。「ところでもし私が、構成的諸原則のような、これら〔理性の諸原理による〕の経験的使用をやめるとするならば、私はそれにも拘ずどのようにしてこれらの原理にある統制的使用を保証し、またこの統制的使用でもってなんらかの客觀的妥当性を保証しようというのか、そしてこの統制的使用はどんな意味をもつことが出来るのか。 (S.692)。統制的使用が経験的に使われるためには少くともこれらの理性の諸原理に、なんらかの客觀的妥当性を保証しなければならないと云うのがその主旨である。カントはその使用の客觀的妥当性を彼の哲学体系から説明していると解せられる。

まず理性と悟性のパラレルな関係を指摘する。説明の簡略化のために次のような図式をつくってみよう。

ⓐ一つの対象

| 理性 | にとって悟性は一つの対象。すなわち理性は悟性を前提して成り立つ場合には、悟性は理性にとって一つの対象。内容的に云えばそのとき理性は内在的使用 (S.671) となり、悟性を前提しないときは超越的使用^② (S.671) になる。

ⓑ仕事（機能）

| 理性 | はあらゆる可能的、経験的悟性的諸認識の多様なるものを体系的統一へともたらすもの。

ⓒ無規定的unbestimmt (S.692/3)

| 理性 | の統一が無規定的であるというのは、悟性がどの範囲にまで概念を結びつけるべきであるかという、その諸条件と程度に関してである。

| 悟性 | にとって感性は一つの対象。すなわち悟性は感性を前提して成り立つ場合には、感性は悟性にとって一つの対象。そのとき経験的認識がもたらされる。

| 悟性 | は諸現象の多様なるものを概念によって結びつけ、経験的悟性的認識をもたらすもの。

| 悟性 | はその感性の図式が与えられていないと無規定的。すなわち感性による諸現象が与えられることなく、純粹悟性概念だけが存在する場合である。

ⓐの理性及び悟性は第一の前提として理性には悟性が、悟性には感性が与えられなければならないこと、ところでⓑで示したように、理性には体系的統一が、悟性には経験的認識がもたらされること、そして無規定的とはⓒで示したとおりであるが、ⓒの悟性はⓐを前提する限り、決して無規定的ではないということである。それに対してⓒの理性はⓐを前提しようとも、云い換えれば理性の内在的使用であっても、それは体系的統一を構成するに十分に完全な経験的認識が与えられていないのであるから、本来的に無規定的なのである。というのはⓑの悟性の働きは、本来ⓐの悟性のあり方、つまり感性を前提することなくしては考えられないからである。経験的認識そのものが感性と悟性の働きの結果であるからである。従って経験的認識にとって本来無規定的な悟性の働きは考えられないのだが、理性はそれに対して本来的に無規定的なのである。というのは理性の目ざす体系的統一の理念である完全さに対応するなんら現実的なものは与えられていず、常に不十分な経験的認識が素材として与えられているだけだからである。無規定的を内容的に云うならば、「同様に理性統一は、その条件の下に、悟性がどの範囲まで概念を体系的に結びつけるべきかという諸条件に関して、その程度に関して、それ自体無規定的である」(S.692/3) ことになる。しかし無規定的ではあるけれども、理性統一の働きが内在的である限り、すなわち理性に与えられている経験的認識が首尾一貫した統一の原理と出来るかぎり関連づけられ

て、またその諸認識がその原理から導き出されるように機能する限りにおいて、理性の諸原則は経験の諸対象に関して客観的実在性をもつ（S.693／4）という。この理性の諸原則が諸対象の性質から来たものではないにもかかわらず、なんらかの客観的実在性をもつことが出来るのは、一体何を根拠に主張しうるのか。内存的使用であることが理性の諸原則にとってなんらかの客観性を主張しうる重要なポイントになっていることは理解しうるが、その根拠は何か。他方、理性統一が無規定的であるということによって、何が結果するのだろうか。カントはそれを「ある類似体」ein Analogon の概念で説明しようとする。「しかしながら、あらゆる悟性概念の首尾一貫した体系的統一にとって、直観のうちにいかなる図式も見い出されることがないにも拘ず、それでもこのような図式による一つの類似体が与えられうるし、また与えられなければならない。が、この類似体はある原理における分割と結合に関する最大限という理念である。というのはこの最大のものや絶対的に完全なものは無規定的な多様性を与えるような、あらゆるすべての制限的な諸条件が除去されるから、規定的と考えられる。それだから理性の理念は感性の図式による一つの類似体である。しかし悟性概念を理性の図式に適用することは（カテゴリーをその感性的図式に適用するのと同じような）対象それ自身の認識ではなく、ただあらゆる悟性使用による体系的統一の規則もしくは原理でしかない、という相違をもってはいるが」（S.693）。この文章は次のことを意味する。あらゆる悟性概念（経験的認識）を素材とした体系的統一そのものは、決して直観のうちに与えられていないこと、云い換えれば、全くその体系的統一そのものに対応するものを、私たちは客観対象のうちに決して見い出すことが出来ないことがある。しかし私たちはその体系的統一に関してなんの手掛りをもたないかというとそうではなく、分割と結合に関する最大限 ein Maximum という理念によって、この体系的統一を考えることが出来るというのである。しかしこの理念によって考えられるものは一つの類似体でしかない。というのは次の二点を基礎にするからである。一点はこの「分割と結合に関する最大限」という理念が規定的な理念ではないことである。すでに述べたように、端的に体系的統一の理念が、悟性認識にとってカテゴリーが直観のうちに与えられているようには、直観のうちに与えられていないからである。従って最大限という理念は無規定的な理念に基づく。それだからこの最大限という理念は最大のもの das Größte や完全なもの das Vollständige と云った規定的な理念とは異なるのである。第二点は、この最大限の理念そのものが直接的に直観のうちには与えられてはいないが、悟性的認識がカテゴリーに対応する直観との結びつきにおいて成立するのであるから、あらゆる悟性的認識を部分的に素材とする限り、この最大限の理念はカテゴリーとそれに対応する直観に結びつく。従って間接的に直観に対応する部分をもつことになる。つまり最大限の理念は、理性による内在的使用である限り、間接的に直観とかかわりをもつという意味で、ある種の客観性をもつ。それは無規定的なものであるのだから、もしある神的認識を想定し且つある絶対的な完全さ、最大のものという規定的な最大限の理念を想定するならば、そ

れはたかだか「類似体」であるにすぎないのである。類似体の意味は二つの意味で考えられる。一つは今述べた意味の絶対的な規定的な最大限の理念と類似したものであるとの意味での類似体であり、他の一つは与えられた悟性的認識を素材として体系的統一を考えることは、それが図式として間接的に直観に対応する限り、カテゴリーの直観との対応関係との類似から、間接的にその体系的統一が与えられていると考えられるとみる意味での「類似体」である。いいかえれば前者は神的認識（それも人間的認識によって単に想定されたものでしかないかもしだれぬ）と人間的認識との比較における類似であり、後者は、悟性と感性の類似関係を理念と悟性の間にも認めようとする関係の類似である。カントが類似体 das Analogon をどちらの意味で用いようとしたのか私は今のところ正確に云うことが出来ない。あるいはひょっとしたら両方の意味かもしれない。と云うのは、理性の諸原理に関して、注目すべき且つ私たちが関わりをもつものとして、これらの諸原理が超越論的原理であるように思われること、そしてこれら諸原理がたとえ理性の経験的使用に従うための単なる諸理念を含むにすぎないにも拘らず、「これら諸理念にとって理性の経験的使用は、それらの理念が決して到達することができないのに、いわば漸近的に asymptotisch, すなわちたんに近似的に annahrend のみ従うことができる……」(S.691) と述べている限り、前者の類似体の解釈を支持したくなる。たとえカントが神的認識との表現を使用してはいないけれども、なにか理念として完全なものを想定し、それとの比較において理性の経験的使用が特色づけられているからである。しかし他方、そのような類似体の存在を主張するとき、その根拠が何であるのかを問うとき、明かに後者の解釈が必要になってくるのである。すなわち後者の解釈は悟性と感性との関係は理性と悟性との関係に類似するということを骨子として、いわばカント哲学の体系から出てくる一つの帰結ということが出来るからである。そしてさらにその本性を云えば、「類似」概念もしくは「類推」を基礎とすることによって、体系的統一のための諸原則に、ある種の客観的妥当性を承認したということにもなるのである。

この類似体が無規定的なものであるとはどう云うことであろうか。今や私たちはより明確に述べることが出来る。類似体の前の解釈に従えば、理念として規定的な完全なもの、最大のものに対して、類似体はあくまでも不完全なものとして種々のあり方が存在することを意味している。たとえその類似体が次第に、より完全なもの、最大のものへと進むものであるとはしてもである。従ってその類似体は規定的な完全なもの、最大のものに対しては常に類似的なものであり、変更可能なものである。あるいは類似体は変更可能なものであることをその本性とすると云うことが出来るかもしだれぬ。あの解釈に従えば、悟性と感性の関係を理性と悟性との関係に及ぼす限り、類似体は類推された存在者となろう。類推された存在者であることは、それに基づいてすべてのことがらが説明されようとするとき、それは本質的に仮定的なものでしかない。しかしこの仮定的な存在者は、その悟性と感性との関係が、理性と悟性との関係に類似しているときには、全くの仮想的なもので

なく、ある程度の実在的根拠をもつことが主張されてくる。その点において類似体はある種の客観的妥当性をもつことが出来るのである。しかしこのあとの解釈の類似体においても、それが仮定的である限りにおいて、関係の類似の度合いにおいて、種々の類似体が可能となるのである。そして、この種々の類似体が可能であるということがまさしく無規定的unbestimmt の意味にほかならないと云えある。カントが、すでに引用したところで；理性統一は悟性がどの範囲まで概念を体系的に結びつけるべきかと云う条件に関して、その程度に関して、それ自体無規定的であると云うときも同様の意味で云われているのである。そしてこの種々の類似体が可能であるということ、あるいは理性統一が無規定的であると云うことが、やはりすでに引用しておいたように一つの帰結をもたらす。すなわち悟性概念を理性の図式に適用することは、カテゴリーを感性に適用した場合のように、対象それ自身の認識をもたらすのではなく、ただあらゆる悟性使用の体系的統一のための規則あるいは原理をもたらすということである。理性の原則である統制的諸原理（あるいは理性の統制的使用）は種々の類似体が可能であり、また無規定的であるために、ただちに完全な体系的統一を与えるのではなく、その体系的統一をするための規則あるいは原理を与えるにすぎないものとなってくるのである。そしてこれらの諸規則及び諸原理は、類似体が考えられうる限りにおいて、単なる規則、原理ではなく、若干の実在的客觀性を保持しているのである。理性の諸原則がなんらかの客觀性をもっているということは、それだから以上述べて来たように、類似体の概念によってカントにおいては説明されていると解せられる

五

理性の諸原則がなんらかの客觀性をもっているとは云え、それらは本質的に構成的原理のような客觀性をもつものではない。ここで構成的原理とは、それによって経験的認識を成り立たせるようなア・プリオリな概念であり、経験を成立させるア・プリオリな概念は逆に経験に関する構成的^③ということになる。より端的に云えば、これは対象そのものの性質から出て来るものであり、その意味で構成的原理は対象そのものの認識をつくりあげるものである。そのことはそのア・プリオリな諸概念に対応する感性の図式が常に与えられていることを意味する。「それに対して純粹理性の諸原則は、経験的概念に関して決して構成的ではありえない。と云うのは、それら諸原則に対応するいかなる感性の図式も与えられておらず、そしてそれだからそれらの諸原則は、どんな対象も具体的にもつことはないからである。」(S.692)。カントは理性の諸原則が構成的原理ではなく、統制的原理でしかないとしながらも、それにある種の客観的な妥当性を保証しようとした。それがすでに述べたように類似体の概念による説明であった。しかしその本質は依然問題あるものなのである。それら諸原則がどんな対象も具体的にもつことがない以上、常に体系的統一が求められると云うわけにはいかないからである。そこでカントはこれら理性の諸原則

をいわば、主観的な諸原則である理性の諸格率Maximen der Vernunft (S.694) とみなすのである。これら諸格率は客觀的諸原則であるかのように機能するが、本質的にそれは主観的な関心, das subjektive Interesseに基づくもの (S.694) とする。何故カントがそれら諸格率を主観的な関心に基づくとしたのか、それは容易に理解出来る。「理性の格率間の抗争」(S.694) が生じるためであり、相反する統制的原理が矛盾をひきおこさないためでもある。相反する統制的原理とは、例えば同一性の原理と特殊化の原理である。そしてそれらが本質的に理性の主観的関心に基づくとすることによって相反する原理の相違はいわば関心の相違に置き換えられるからである。この点においてカントは決して客觀対象そのもののうちに矛盾的な存在を認めず、矛盾があるとするならば、それは理性の側にあるとすることを基本的な前提としていることである。カントはこれを「同一性の原理」的思弁家と「特殊化の原理」的思弁家の存在することによって、具体的に説明しようとする (S.694／5)。前者は統一の関心がより多く動く思想家であり、後者は多様化の関心がより多く動く。カントによればこの二種類の思弁家は自分の判断を客觀的洞察から獲得したものと信じているが、実はその判断を両方の諸原理のいずれかにより多く依存させているかと云うにすぎないものだとする。だからこの二つの原理はいずれも客觀的諸根拠に基づいているものではなく、理性の関心に基づいているものであり、これが格率と云われる理由である。例えば人間の血統に関する論争が両者の間に生ずるとき、一方の「特殊化の原理」的思弁家が、それぞれのある特殊な血統に基づいて諸民族を考え、諸種族などの決定的で相続的な差異をその主張の前提とするのに対して、「同一性の原理」的思弁家は、自然是人間を全く同一性の基礎の下に作りあげたと考え、それだからあらゆる諸民族、あるいは諸種族の差異（相違）はただ外的な偶然性にすぎないと考える所以である。だからこの両者の主張の相違は、全く関心の相違であるとみなすのである。しかし同一の事柄に関して、どうしてこのように二つの異なる見解が出て來るのであろうか。カントは二種類の思弁家が客觀の本性を論ずる以上に、対象が深くかくされて存在しているからであろうと推測 (S.695) している。逆の云い方をすれば、対象が人間にとて深くかくされているが故に、このような二つの見方が出来ると云うことか。それにも拘らず、カントは次のような樂觀的な考え方を示す。同一の事柄に関し、相異なる見解が出てくることについて、それら相異なる見解がいつか合一されるだろう (S.695) というのである。この二つの見解は自然の多様性の格率と自然の統一の格率の違いにほかならず、いずれ、ある手段が見い出され、うまく合一されるだろうとみているわけである。

特殊化の法則と同一性の法則はなるほど一方が差異を見い出し細分化の方向に向い、他方が同質的なものを見い出して統一の方向へ進む以上、確かに相反する理性の関心と云うことが出来る。すると残る連續性の法則に対しては何が対立するのだろうか。カントはこれに対立する法則はこれこれであると具体的には述べてはいないが、やはりこの法則に対立するものがあることを主張している。というのはこの連續性の法則の一種として「被

造物の連續的な段階の法則」 das Gesetz der kontinuierlichen Stufenleiter der Geschöpfe (S.696) をあげ、それに対立する議論があることを述べているからである。カントの説明によるとこの法則はライプニッツによって始められ、ボネによって見事に仕立て上げられた法則であって、親和性 Affinität の原則^④に従う限り「連續性の原理」の一つと考え、従って統制的原理とみなした。統制的原理には常に相反する主張が存在すると云うことが上述の二つの統制的原理に関する一つの特色であるとするならば、この段階の法則に相対する原理あるいは反論がなくてはならない。事実、カントはこの段階の法則が統制的原理であることの一つの証拠として、それに対する反論が考えられることを示している。すなわち被造物間の、このようなはしご段の、段と段との間には、経験が私たちに示しているように、互いに非常に大きく広がっていること、また私たちの推測上の小さな違いは、一般に自然それ自身においては大変大きな割目であるも考えられること、従って自然の観察において、多くの多様なもののうちに類似性や近似性を見つけることが簡単だからと云って、なにもそれを自然の意図と考えてはならない (S.696) としているからである。多様なもの小さな差異も、実は自然それ自身においては大変大きな割目であると云うことから、「飛躍の原理」と云ったものを考えたくなるが、すでに述べておいたように、カント自身は連續性の原理に対立する具体的法則を挙げていない。ともかくカントはこの三つの統制的原理によって、十分に体系的統一が出来ると考えていたのであろうか。^⑤

六

私たちは諸理念の統制的使用がどう云うものであるかを見てきた。それは理念の設定によって体系的統一を目指すものであったが、その体系的統一は理性の働きであり、それが内在的使用である以上、ある種の客觀性を主張することができることも類似体の概念によって説明してきた。実際、理念の統制的使用として、体系的統一のために役立つ原理として、三つの統制的原理を示して来たわけである。しかし他方、理念の統制的使用は本質的に仮定的なものであることも同時に指摘してきたことであった。なるほど自然の仕組みが統一ある全体をなしているかどうかが、私たちにち与えられていない限り、体系的統一は客觀対象それ自身に由来していると、単純に結論することが出来ないのだけれども、私たちが体系的統一を求めているときは、そのことを前提していると云うのがカントの一つの重要な結論であった。たとえ私たちが体系的統一に成功しようとも、あるいは失敗しようとしてもである。しかしここで私たちが決して見落してはならないことがある。一体私たちの理性は何故体系的統一を求めるのであろうかということである。それは単に私たちの思考経済の要求に基づくのではないかということである問題である。そしてまた、このことにカントははっきり反対しているということである。すなわち統一原理を求めるのは、出来るだけ骨折りを節約するための単なる経済的な取り扱い方であって、仮定的な試みでしかないこと、だからもしこの仮定的な試みがうまくゆくならば、まさにこの統一によって前提された説

明根拠に確からしさを与えると云ったようなものとする考え方にはっきり反対する（S.6 681）。このような考え方は、さらに拡張されると、一般の学問の研究において、ある前提（あるいは原理）に基づく仮説的な理論は、その帰結が既知の経験と一致するばかりでなく、未知のことがらをも見事に説明しうる限り、その前提あるいは原理はもはや仮説ではなく、真なる前提、原理となるといった考え方にも結びつく。カントの云おうとしているところのものは、そのような思考実験的な仮説が真なる原理、前提に変化するというようなものを云っているのではなく、体系的統一に関しては、規則としての原理を含めて、そのための原理、前提是本質的に仮定的なものであることを主張しているのである。あるいはこう云い換えたほうがいいかもしない。私たちが体系的統一のために、理論体系をつくっては崩し、崩しては造ることが、私たち人間の理性にとって本質的なことであるということを意味しているということである。体系的統一に関する限り、客観対象全体がことごとく私たちに既知のものとして与えられ、しかもそれらが全体的に統一あるものであるということが証明されないと云うことなのである。せいぜい私たちが云いうことは、私たちが体系的統一を求めるときにはいつでも、あたかも客観対象全体が体系的統一をもつものであると云うことを前提していること、すなわち理性の超越論的原理を根拠に体系的統一をおしそうめているということだけなのである。そしてこのような超越論的原理を前提すればこそ、仮定に基づく理論でも自然に命令を下し、自然を吟味することが出来るというわけなのである。仮説的な思考実験がそもそも可能であること自体が、カントに云わせればこのような超越論的原理を前提することにより行われるのであるといいたいわけである。そしてこのような仮定的な思考操作すべては、学問追求のために私たち人間の理性にとって本質的なものであると云うことであり、体系的統一をする際には、このようなア・プリオリな条件に基づいて常に遂行されるというのが、カントの主張の主旨なのである。

この体系的統一に関して、さらにも一つ付け加えておいたほうがいいかもしない。カントはそれを明確に示しているとは云えないかもしないが、体系的統一そのもののいわば指標となる理念に言及していることである。すべての主観的諸原則は対象の性質からではなく、理性の関心からえられるとするとき、「この対象の認識のある種の可能的な完全性を考えて」*in Ansehung einer gewissen möglichen Vollkommenheit der Erkenntnis dieses Objekts*（S.694）と云っていることである。この完全性*die Vollkommenheit*は体系的統一のために素材として与えられている悟性的諸認識である対象の認識によって常に変化するところの、いわば可動的な完全性なのであって、絶対的な完全性ではないと解されることである。つまり与えられている対象の認識の多少によってこの完全性が影響を受けることであり、それをカントは「ある種の可能的な完全性」と云ったものと思われるからである。と云うことは何を意味するのか。人間の理性にとって体系的統一はこの可動的な完全性によって絶えず影響され、この完全性は一意的に決定出来ないことを意味する。

無規定的なこの完全性こそ、体系的統一のために私たちが断えず破壊と建設を繰返えさなければならぬ根拠とも云えるのである。あるいはこう云ったほうがより適切かも知れぬ。規定的で、一意的な完全性は理念としてのみ存在し、私たちが体系的統一のさいに考える完全性は、その時点において考えられた一時的な完全性であって、理念としての規定的な完全性と比較することが出来るとするなら、不完全性でしかないということである。そしてまたこの不完全な完全性しかもちえないところに、人間の認識能力の一つの特色があると思われることである。その意味において、カントの体系的統一に関する主張は、恐らくニュートン力学における法則、あるいは原則に基づく理論体系の成功の影響もあろうが、法則あるいは原則に基づく体系的理論の重要性を認めながらも、他方そこに哲学上の難点が存在することを指摘したものとみることも出来る。

[注]

- ① 悟性による超越論的使用は超越論的原理 ein transzendentales Prinzip と全く同じものと解していると思う。その超越論的原理をカントは「……この原理によって、このような体系的統一が客觀それ自体に付着するものとして、ア・プリオリに必然的なものとして受け入れられる」(S.687／8) と定義しているからである。悟性による超越論的使用は「理性による超越論的使用」der transzendentale Gebrauch der Vernunft とは全く区別されなければならない。前者は理性の内在的使用だが、後者は超越的使用だからである。次の注②を参照のこと。
- ② 超越的transzendent は内在的に対立して使われている。ここでの超越的使用は「理性による超越論的使用」と同じものと解される。というのはこの理性による超越論的使用は、まったく客觀的に妥当するものではないこと、だからこの使用は真理の論理学的なわち分析論に属するものではなく、かえって仮象の論理学として、空理空論的な体系の特殊な部門に属するものとしているからである (S.170)。
- ③ 「統制的」及び「構成的」と云う語に対してカント自身の説明がある (S.692)。超越論的分析論の経験の類推のところで、直観の諸公理と知覚の諸先取を構成的原理（あるいは原則）、そして経験の諸類推を統制的原理（あるいは原則）として区別した (S.221～223) が、分析論におけるこれらの原則はいずれも理性と対比して考えれば、ア・プリオリなカテゴリーによるものである限り、経験に関しては構成的原理であると云うことである。それだからここで「統制的」と云うのはあくまで理性の働きによる原則を意味することになる。
- ④ 三つの統制的原理をカントは三つの学問の規則から直接に導き出してはいない。私は説明を単純にするためにこの論文ではそのように取り扱ったのではあるが。カントは理性が悟性に対してどのような仕方で、悟性の与えた多様なものを一つの概念のもとに包摂するかを示し、そのとき三つの仕方を提示する。第一はより高次な諸類のもとの多様なものを、同種性という一つの原理 ein Prinzip der Gleichartigkeit des Mannigfaltigen unter höheren Gattungen によってまとめることであり、第二は低次の諸種のもとの同種なものの変様性という一つの原則 ein Grundsatz der Varietät des Gleichartigen unter niederen Artenでまとめること、第三はあらゆる概念の親和性という一つの法則 ein Gesetz der Affinität aller Begriffe によってまとめあげるとする。この第三の法則はそれぞれの種から、あらゆる他の種へと、差異の段階的増大によってある連続的な移行を命ずるものであるという。そしてこの三つの仕方をそれぞれ同質性の原理、特殊化の原理、連続性の原理と名づけているのである (S.685／6)。それだから、この「段階の法則」を親和性の原則に従うものとするときには、それがカントのいう連続性の原理に相当するわけである。
- なはお連続性の原理そのものに関しては注⑤を参照のこと。
- ⑤ カントはこの三つの統制的原理によって原則的に体系的統一が可能であると考えていたように思われる。連続性の原理に対立する原理を提示しなかったのは連続性の原理そのもののもつ特異性に基づくものと思われる。連続性の原理の説明において (S.686) カントは、この原理が同一性の原理と特殊化の原理とを合一することによって生ずるとしているからである。すなわち、より高次の諸類へと上昇するのと同様に、低次の種へ下降することにおいて理念における体系的関連を完結したあとで、この連続性の原理が機能するとしているのである。従って連続性の原理は、特殊化の原理や同質性の原理と同等のものではなく、どうやらそれら二つの原理を統合する原理として機能するものなのである。本論で述べたように諸遊星の軌道の例においては、諸遊星の種々の軌道をひきおこす原因としての引力がそれに對応していた。その点確かに特殊化の原理、同質性の原理はただ諸遊星の軌道に関して働いていた。その意味では連続性の原理の本質は統合の原理であり、單にすべてを余すことなく尽すというようなもので

なく、形式的に考えればなるほど単純なもののように思えるが、実質的にはあるいは具体的にはもっとも見い出すことのむずかしい原理であるように思われる。連續性の原理は言葉そのものからは、形式的に全体を統合するもの、すべてを余すことなく尽すものとしか表現のしようのないものであるが、特殊化の原理と同質性の原理が遂行されたあと、それらの結果をふまえての統合の原理なのである。だから同質性の原理による統合とは全く別種のものと考えなければならない。同質性の原理による統合はその点なんらかの共通点を見い出してゆくことによる統合であるが、連續性の原理による統合は異種的なものをそのまま存続させながら、別の視点からの、いわば立体的な統合と云わなければならぬと思う。これを私は比喩的に「虚焦点としての統合」と名づけたいのである。何故なら虚焦点は種々の異種的な線を含みつつ、全体の合一点と考えられるからである。理性による統一を説明するさいに、本論ですでに理念を虚焦点とカントがみなしていることを指摘しておいたが、そこでカントは例として「純粹なもの」をあげたが、あの例は明かに連續性の原理によるものではなく、同一性の原理による統合であると私は思う。しかしカントはそこでカテゴリーによる統一でない統一を述べるのが目的であったのだから、その例は決して適切でなかったわけではない。

また私は連續性の原理に対立させて「飛躍の原理」という名前をあげてみたが、特殊化の原理も同質性の原理も経験拡大の指導原理であるとみなすことが出来るとするならば、それらはいずれも、二つの仕方で内容的には「飛躍の原理」であるとも解せられるようにも思うのだがどうであろうか。連續性の原理が統制的原理であり、理性の格率と主張した以上、相対立する主張をカントは「段階の法則」によって示さなければならなかったものの、体系的統一としては三つの統制的原理で十分とみなしたのだと思う。